



印刷・翻訳・3D CG・デザイン・DTP・DB などのお役立ち情報を発信！

# あかがね情報便

第17号

今回のテーマ

著作権法

## 身近にあふれる著作権問題 書籍の「自炊」(データ化)は違法？

### 著作権クイズ

#### ◆ 著作権違反はどれ？

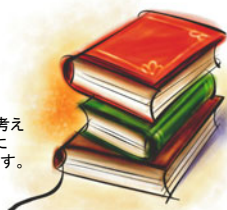
1. 会議資料として、専門雑誌・新聞記事の一部を複写し社員に配布した。
2. 自社の活動が掲載されている新聞記事を、社内広報誌に掲載した。
3. 有名メーカーの自動車を撮影し、営利目的のWEBサイトに掲載した。



【正解・解説／○問題ない ×著作権違反】

1. × 業務用の複写は、「私的使用のための複写」に該当しないため。
2. × 新聞記事の著作権は、記者または新聞社にあるため、記事を掲載する場合は、たとえ自社のことであっても、著作者の許諾が必要。
3. ○ 工業物には著作権は存在しないため。

法令・判例を前提に、著作権制度に関する一般的な考え方を示したものであり、個々の具体的な事象の内容によっては、上記の記述があてはまらない場合もあります。



### 電子書籍と著作権

#### ◆ 電子書籍と「自炊」化



iPad等の端末普及により、書籍の電子化が進んでいます。電子書籍は、スペースの確保・持ち運び時の軽量化が図れる等、様々なメリットがあります。しかし、電子書籍の販売はまだまだ発展途上であり、作品数も少なく、書籍と同時に電子書籍も出版されるというケースは極稀です。

そんな中、書籍を裁断し、スキャンすることで電子書籍化させる「自炊」が話題となっています。書籍購入者が私的利用のために自分の書籍を裁断し、電子書籍化することは、著作権違反には該当しません。

最近では、「自炊」を代行する業者も登場しています。しかし、第三者による「自炊」は著作権侵害に該当するのではないかと議論もされており、一部の出版社では書籍の奥付に第三者による電子複製を禁じる明記をはじめています。電子化による利便性と著作権保護。どちらも重要なだけに、迅速な法整備が求められています。

次号  
予告

製本用語について紹介させていただきます。

発行：株式会社あかがね 担当：青木 (aoki@akagane.co.jp)

〈大阪本社〉〒590-0018 大阪府堺市堺区今池町 1-1-58  
TEL.072-228-1645 FAX.072-229-9150

〈東京オフィス〉〒135-0016 東京都江東区東陽 5-18-5 平野ビル 2F  
TEL.03-6659-8900 FAX.03-6659-8901

ホームページ：[www.akagane.co.jp](http://www.akagane.co.jp)

編集  
後記

これからも実践的に役立つ情報を発信していきます。みなさまからのご意見・ご要望もぜひお寄せください。

今後、案内がご不要の場合は、お手数ですがメールの返信にてご連絡ください。